

学校法人静岡理工科大学

役員等に対する報酬等の支給規程

令和 2 年 2 月 26 日 制定

令和 4 年 3 月 28 日 改正

令和 5 年 9 月 28 日 改正

令和 7 年 6 月 12 日 改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人静岡理工科大学（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、執行役員及び経営委員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員、評議員及び執行役員をいう。
- (3) 常勤役員等とは、法人において勤務することが常態である役員等をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、常勤以外の勤務形態の役員等をいう。
- (5) 理事とは、学校法人静岡理工科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 8 条の規定により選任された者をいい、この規程における理事の区分は、次のとおりとする。

ア 理事長 寄附行為第 15 条第 2 項の規定により選定された者

イ 理事・副理事長執行役員

寄附行為第 15 条第 8 項の規定により選定された者

ウ 理事・専務執行役員

寄附行為第 15 条第 8 項の規定により選定された者

エ 理事・常務執行役員

寄附行為第 15 条第 8 項の規定により選定された者

オ 役付理事 ア、イ、ウ、エを総称する

カ 理事・執行役員

寄附行為第8条第1項第1号及び第2号の規定により選任された者のうち、
本条第1項第3号に規定する常勤理事

キ 非常勤理事 寄附行為第8条第1項第2号の規定により選任された者のうち、
本条第1項第4号に規定する非常勤理事

(6) 監事とは、寄附行為第23条の規定により選任された者をいい、この規程
における監事の区分は、次のとおりとする。

ア 常勤監事

イ 非常勤監事

(7) 評議員とは、寄附行為第33条の規定により選任された者をいう。

(8) 執行役員とは、学校法人静岡理工科大学執行役員規程（以下「執行役員規程」という。）第4条第1項の規定により選任された者をいう。

(9) 経営委員とは、執行役員規程第4条第1項により選任された執行役員及び
学校法人静岡理工科大学経営委員会運営規程第3条第2項により選任された
者をいう。

(10) 役員等及び経営委員に対する報酬等とは、役員等及び経営委員が役員等及
び経営委員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益である報
酬、役員等賞与、退職慰労金、日当等をいう。

（役員等及び経営委員の報酬）

第3条 役員等及び経営委員の報酬は、次のとおり支給する。

(1) 常勤の役員

月額報酬、役員等賞与、退職慰労金、宿泊費等

(2) 非常勤の役員

年額報酬、退職慰労金、日当等

(3) 評議員

評議員会への出席報酬、退職慰労金、日当等

(4) 執行役員

月額報酬、役員等賞与、退職慰労金、宿泊費等

(5) 経営委員

月額報酬

2 前項の月額報酬は、原則として年間の勤務すべき日数の9割以上を勤務する者に支給し、勤務日数が満たない者には勤務日数に応じて減額することがある。

第2章 報 酬

(報酬の支給時期)

第4条 月額報酬は毎月21日に支給し、年額報酬は4月から9月分を10月21日に、10月から3月分を4月21日に支給する。

2 月額報酬等及び年額報酬の支給日が国民の祝日に関する法律に定める休日、日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）に当たる時は、その日の前において最も近い休日以外の日とする。

(報酬の額)

第5条 役員等及び経営委員に対する報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 月の途中で就任、退任した場合は、当該月は在任したものとする。

3 前条第1項における年額報酬の支給にあたり、在任期間に不足がある場合は、在任月数により減額するものとする。

第3章 役員等賞与

(役員等賞与)

第6条 役員等賞与は、常勤役員及び執行役員に対して、前年4月1日から当年3月31日まで在任していた者に支給する。

2 役員等賞与の支給額は、理事会で決定する。

3 本条第1項に定める在任期間に不足のある者の役員等賞与は在任月数により減額するものとする。なお、月の途中で就任、退任した場合の月数は在任月数に含めるものとする。

(役員等賞与の支給時期)

第7条 役員等賞与の支給日は年1回6月の理事長の定めた日とする。

2 役員等賞与の支給日が国民の祝日に関する法律に定める休日、日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）に当たる時は、その日の前において最も近い休日以外の日とする。

第4章 退職慰労金

(常勤役員及び執行役員の算定基準)

第8条 常勤役員及び執行役員の退職慰労金は、次に定める算式により算定される額を支給する。

(1) (基本額=退任時の役員等報酬月額 $\times 1/4$) $\times 0.8 \times$ 通算在任月数
慰労金の額は、各役員等の基本額の80%に通算在任月数を乗じて得た額とする。基本額は原則として退任時における役員等報酬月額の4分の1の額とする。ただし、通算在任月数のうち非常勤役員(執行役員含む)の期間を含む場合は、第9条1項で定める算式により算定される額を支給額とする。

2 月額報酬額は、別表第1に定めるとおりとする。

3 通算在任月数は、月を単位とし、ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

4 算出した金額の5,000円未満の端数は5,000円に、5,000円を超え10,000円未満の金額は10,000円に切り上げる。

(非常勤役員、評議員の算定基準)

第9条 非常勤役員の退職慰労金は、次に定める算式により算定される額を支給する。

(1) (基本額=600,000 $\times 1/4$) $\times 0.8 \times$ 通算在任年数 $\times 1/2$

2 評議員の退職慰労金は、次に定める算式により算定される額を支給する。

(1) (基本額=300,000 $\times 1/4$) $\times 0.8 \times$ 通算在任年数 $\times 1/2$

3 在任期間は、年を単位とする。ただし、端数の月がある時は、端数月を12で除し年単位としたうえ加算し、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

4 算出した金額の5,000円未満の端数は5,000円に、5,000円を超え10,000円未満の金額は10,000円に切り上げる。

(非常勤役員の特例)

第10条 非常勤役員が役付理事となって退任した場合、次に掲げる各号の一に該当するときは、理事会はその決議により、非常勤役員の在任期間を、第8条に定める常勤役員の在任期間に通算し、若しくはその一部を加算することができる。

(1) 学園経営に特別な功績があったとき。

(2) 在任年数の通算又は一部加算することが、特に必要と認められる重大な事由があるとき。

(退職慰労金の額の決定)

第11条 退職慰労金の額は、本規程に基づき理事会で決定する。

(退職慰労金の支給時期)

第12条 この退職慰労金は常勤役員、第10条の特例を受けた者及び執行役員については退任したとき、非常勤役員等についてはその任を解いたときに支給する。

(任期の継続)

第13条 役員等が重任したときは任期が継続しているとみなす。

(受給者)

第14条 この退職慰労金は、当該本人又は当該本人が死亡により退任したときは、その遺族に支給する。

2 前項の遺族及びその順位については、労働基準法施行規則第42条から第45条までの遺族に関する規定を準用する。

(常勤役員及び執行役員に対する功労金)

第15条 理事会は在任中に特に功労のあった常勤役員及び執行役員に対しては、その決議により第8条により算出した金額にその100%を超えない範囲で、功労金を加算することができる。ただし、特にその功績顕著にして前段の規定によりがたいと認められる場合は理事会の決議により別に額を定めることができる。

(退職慰労金よりの控除)

第16条 退職慰労金を支給する場合には、所得税法に基づく源泉税及び本人が法人に対して負う債務の金額を控除する。

(退職慰労金の減額)

第17条 理事会は、退任役員等が在任中重大な過失により法人に損害を与えた場合、又は学園の業績不振等の場合には、第8条により算出した金額を減額することができる。

(特別慰労金)

第18条 理事会は、引き続き2期以上非常勤役員又は評議員の職にあり、かつ顕著な功績があると思料される者が退任したときは、その功労に報いるため特別慰労金を贈ることができる。

第5章 日当・宿泊費

(日当)

第19条 常勤理事・執行役員の出張に係る日当は支給しない。

(1) 非常勤役員等が、理事会、評議員会、経営委員会、監事会等の会議へ出席するときは5,000円とする。

(2) 非常勤役員等が監事監査、会計監査へ出席し、あるいは出張して学園の運営上の学務を処理するとき及び学園の業務に係る研修等に参加するときは、5,000円とする。

(宿泊費)

第20条 役員等の宿泊費は、実費とする。

(交通費)

第21条 役付理事の交通費において、県外出張の場合は、グリーン車の利用を可とし支給する。

第6章 支払い方法

(支払方法)

第22条 役員等及び経営委員の報酬、役員等賞与、退職慰労金は、当該役員及び経営委員の本人名義の預金口座へ振り込みの方法により、支給すべき全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員報酬等から控除すべき金額がある場合は、その役員等及び経営委員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員等の出席報酬及び日当等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の預金口座への振り込みの方法により支給することができる。

(端数の処理)

第23条 この規定により計算した金額に1円未満の端数が生じた時は、支給額は切り上げとし、控除額は円未満を四捨五入するものとする。

第7章 その他

(通勤手当)

第24条 報酬等のほか、法人の職員の例により、常勤の役員等に通勤手当を支給する。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、評議員会に諮問の上、理事会の議決を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条第 1 項関係）

（常勤）理事・監事・執行役員及び経営委員の報酬額

	理事・監事報酬	執行役員報酬	経営委員報酬
	月額	月額	月額
理事長	3 0 万円	1 3 0 万円	5 万円
理事・副理事長執行役員	1 0 万円	1 1 5 万円	5 万円
理事・専務執行役員	1 0 万円	1 1 0 万円	5 万円
理事・常務執行役員	1 0 万円	1 0 0 万円	5 万円
理事・執行役員	1 0 万円	9 5 万円	5 万円
執行役員	—	9 5 万円	5 万円
監事	6 0 万円	—	—
経営委員	—	—	5 万円

（非常勤）理事・監事の報酬額

	理事・監事報酬
	年額
理事（非常勤）	6 0 万円
監事（非常勤）	6 0 万円

評議員の報酬額

評 議 員	評議員会出席 1 日につき	日額 5 万円
-------	---------------	---------